確かな技術で未来をひらく－変革と挑戦－

証券コード6623

第114期
定時株主総会招集ご通知

日 時
2023年６月29日（木）午前10時

場 所
愛知県春日井市愛知町１番地
当社会議室

議 決 権 行 使 期 限
株主総会当日にご出席されない場合は、書面またはインターネットにより、2023年6月28日（水）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

目 次

第114期定時株主総会招集ご通知 … 1

(添付書類)
事業報告 …… 5
連結計算書類 …… 23
計算書類 …… 35
監査報告書 …… 44

株主総会参考書類(議案および参考事項) … 50
第１号議案　剰余金の配当の件
第２号議案　取締役10名選任の件
第３号議案　監査役 3 名選任の件
第４号議案　取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

愛知電機株式会社

（証券コード　6623）
２０２３年６月８日

株　主　各　位

愛知県春日井市愛知町１番地
愛知電機株式会社
代表取締役社長　小　林　和　郎

第114期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第114期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト https://www.aichidenki.jp/ir/index.html

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

名古屋証券取引所ウェブサイトhttps://www.nse.or.jp/listing/search/

上記のウェブサイトにアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「適時開示情報」を選択のうえ、「株主総会招集通知/株主総会資料」に掲載されている情報をご覧ください。

なお、株主の皆様におかれましては、当日ご出席いただくほか、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、後記「議決権行使についてのご案内」をご参照のうえ、2023年6月28日(水曜日)午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. **日　　時**　2023年6月29日（木曜日）　午前10時
2. **場　　所**　愛知県春日井市愛知町1番地　当社会議室
3. **目的事項**

報告事項

1. 第114期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）
   事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第114期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）
   計算書類報告の件

決議事項

第1号議案　剰余金の配当の件
第2号議案　取締役10名選任の件
第3号議案　監査役 3 名選任の件
第4号議案　取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

以　上

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトに掲載させていただきます。

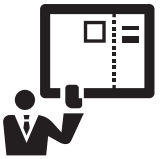

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2023年６月29日（木曜日）
午前10時

書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2023年６月28日（水曜日）
午後５時到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2023年６月28日（水曜日）
午後５時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

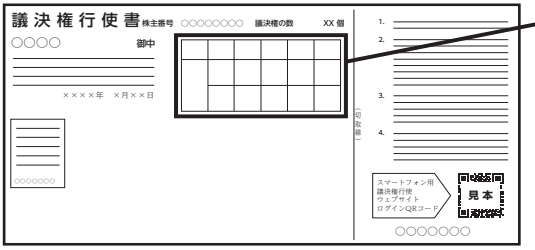

※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１・４号議案

- 賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印

第２・３号議案

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

書面およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

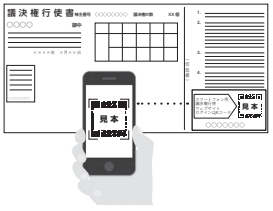

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　**https://www.web54.net**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

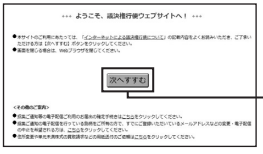

「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：**0120−652−031**（フリーダイヤル）
（受付時間　9：00～21：00）

（添付書類）

事　業　報　告（2022年4月1日から2023年3月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国経済は、緩やかな持ち直しの動きが続いているものの、ウクライナ紛争の長期化や為替相場の急激な変動により、先行きの不透明感が続いています。当社グループにおきましては、電力機器関連では電力自由化を背景とした送配電会社のコスト削減により、厳しい受注環境が続いております。一方、回転機関連では電動車の市場拡大やデジタルインフラへの投資拡大を受けて、車載空調圧縮機用モータやパッケージ基板用コアなどの需要が総じて好調に推移しました。

こうした状況下、当社グループは「中期経営計画2023 ～確かな技術で未来をひらく～ 変革と挑戦」のもと、持続的な成長実現に向けた取組みを進めました。電力機器事業では工場リニューアルやTPSかいぜん活動による生産性向上に努めるとともに、水力発電システム製品の顧客開拓、次世代デジタル制御機器の開発など新製品・新事業への挑戦に取組みました。回転機事業では、車載空調圧縮機用モータやパッケージ基板用コアの生産能力増強を進めるとともに、代替調達先の確保や新規調達先の開拓などサプライチェーンの強靭化に努めてきました。

当期の連結業績につきましては、回転機事業が上期に好調であったことにより、前期比で増収増益となりました。売上高は前期比21.1％増の1,142億8千6百万円、営業利益は12.6％増の75億4百万円、経常利益は10.4％増の87億9千3百万円となりました。また、特別損失として海外関連会社の出資金等評価損3億3千8百万円を計上し、親会社株主に帰属する当期純利益は7.0％増の59億5千4百万円となりました。

（セグメント別の状況）
＜電力機器事業＞
売上高は前期比10.5％増の313億9千7百万円、セグメント利益は前期比10.5％減の26億5千万円となりました。売上高は、プラント工事と配電線用自動電圧調整器(中型変圧器)が前期を下回りましたが、小型変圧器と大型変圧器が好調であったことにより、増収となりました。セグメント利益は、基礎資材の価格高騰や半導体部品不足による生産減などの影響を受け、減益となりました。
＜回転機事業＞
売上高は前期比25.6%増の828億8千9百万円、セグメント利益は前期比22.4%増の67億1千8百万円となりました。第4四半期に入り一部の半導体メーカや建物空調メーカの在庫調整の影響を受けましたが、上期に車載・建物空調圧縮機用モータやパッケージ基板用コアが大きく伸びたことにより、増収増益となりました。

（セグメント別売上高）

年度／セグメント	2021年度（前期）		2022年度（当期）		増減率（%）
	売上高（百万円）	構成比（%）	売上高（百万円）	構成比（%）	
電力機器事業	28,410	30.1	31,397	27.5	10.5
回転機事業	65,971	69.9	82,889	72.5	25.6
全セグメント計	94,381	100.0	114,286	100.0	21.1

⑵ 設備投資の状況
当期は、プリント配線板の生産設備増強および車載空調圧縮機用ハーメティックモータの生産ライン増強、小型変圧器工場リニューアルなど、総額で69億8千6百万円の設備投資を実施しました。

⑶ 資金調達の状況
当期においては、設備投資および運転資金の確保を目的として、長期借入金70億7千万円を調達いたしました。

⑷ 対処すべき課題

当社グループを取巻く事業環境は、半導体市場の減速や空調市場の需要一巡などにより厳しさを増していますが、中長期的には電動車の普及加速や再生可能エネルギーの導入促進、デジタル投資の増加により、車載空調圧縮機用モータや配電系統高度化機器、パッケージ基板用コアなどの需要の伸びが期待されます。当社グループとしましては、引き続きQCD向上による一層の競争力強化に努めるとともに、これらの分野への投資を継続することで、持続的な事業の成長を目指してまいります。

⑸ 財産および損益の状況の推移

区　分 ＼ 期・年度		第111期 2019年度	第112期 2020年度	第113期 2021年度	第114期 2022年度
売上高	(百万円)	75,030	75,619	94,381	114,286
経常利益	(百万円)	3,306	4,751	7,966	8,793
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	2,735	3,338	5,564	5,954
1株当たり当期純利益	(円)	288.27	351.77	586.37	627.44
総資産	(百万円)	88,685	96,196	110,304	123,378
純資産	(百万円)	54,395	57,488	63,508	68,513

（注）1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均発行済株式総数により算出しております。

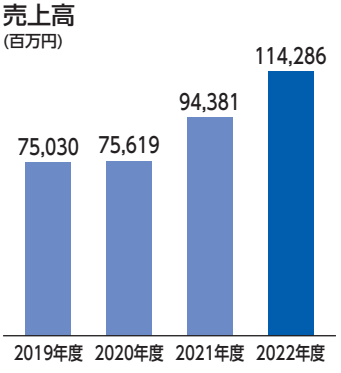

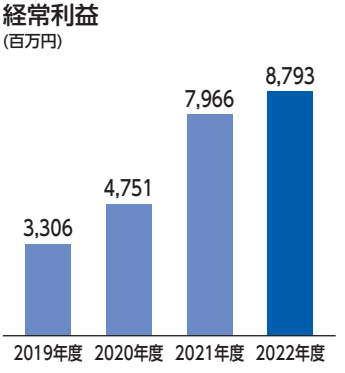

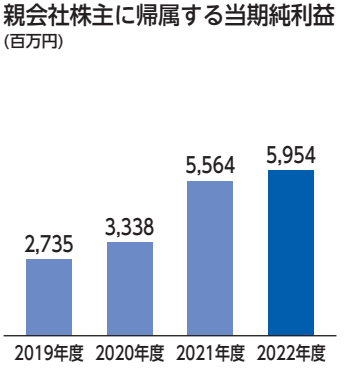

⑹ 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金(百万円)	当社の出資比率(%)	主要な事業内容
株式会社 愛工機器製作所	486	100.0	プリント配線板の製造販売
岐阜愛知電機株式会社	40	100.0	変圧器の製造販売、電気・通信工事の設計施工
寿工業株式会社	90	※81.1	非鉄金属の鋳造加工販売
白鳥恵那愛知電機株式会社	40	100.0	空調圧縮機用ハーメティックモータ、樹脂成型部品等の製造販売
長野愛知電機株式会社	80	※100.0	電子機器・高圧電源の製造販売、発変電・送電工事の設計施工
蘇州愛知科技有限公司	2,600	100.0	建物空調圧縮機用ハーメティックモータの製造販売
蘇州愛知高斯電機有限公司	3,520万米ドル	75.0	車載空調圧縮機用ハーメティックモータ・駆動用モータの製造販売
広州愛知電機有限公司	5,000万元	※100.0	建物空調圧縮機用ハーメティックモータの製造販売

（注）1. ※印は間接所有を含む比率であります。
2. 寿工業株式会社に対する当社の出資比率には、長野愛知電機株式会社および株式会社愛工機器製作所を通じての間接所有分29.1％を含んでおります。
3. 長野愛知電機株式会社に対する当社の出資比率には、寿工業株式会社および岐阜愛知電機株式会社を通じての間接所有分33.1％を含んでおります。
4. 広州愛知電機有限公司に対する当社の出資比率は、蘇州愛知科技有限公司を通じての間接所有分であります。
5. 広州愛知電機有限公司は、2022年10月に資本金を2,500万元から5,000万元に増資しております。

⑺ 主要な事業内容

セグメント	主　要　製　品　名
電力機器事業	変圧器　：柱上変圧器、バランサ、自動電圧調整器（SVR、TVR、STATCOM）、トップランナー変圧器、地上設置変圧器、大型変圧器、負荷時タップ切換変圧器、移動用変電所、中性点接地抵抗器、リアクトル 制御機器　：デジタル式監視・保護制御装置、配電自動化システム、真空遮断器、配電用キュービクル 電力システム　：国内・外プラント工事、バイオガス発電システム、太陽光発電システム、小水力発電システム、パワーコンディショナ、粉体機器、温水ボイラ
回転機事業	小型モータ　：車載空調圧縮機用ハーメティックモータ、建物空調圧縮機用ハーメティックモータ、くまとりモータ、コンデンサモータ プリント配線板　：多層基板、パッケージ基板用コア 介護用機器　：アクチエータ、アクチエータ用駆動制御装置 その他　：ポンプ制御装置、シャッター開閉機、畜舎用換気扇、インバータ、ソレノイド、医療機器、非接触給電装置

⑻ 主要な営業所および工場

①　当社

区　分	所　在　地	
本　社	愛知県春日井市愛知町1番地	
工　場	本社（愛知県春日井市） 東北（宮城県白石市）	
支　社	北海道（北海道札幌市）	東北（宮城県仙台市）
	東京（東京都中央区）	関西（大阪府大阪市）
	九州（福岡県福岡市）	沖縄（沖縄県那覇市）

② 子会社

会　　社　　名	所　　在　　地
㈱愛工機器製作所	愛知県春日井市
岐阜愛知電機㈱	岐阜県岐阜市
寿工業㈱	愛知県春日井市
白鳥恵那愛知電機㈱	岐阜県郡上市
長野愛知電機㈱	長野県長野市
蘇州愛知科技有限公司	中国江蘇省蘇州市
蘇州愛知高斯電機有限公司	中国江蘇省蘇州市
広州愛知電機有限公司	中国広東省広州市

⑼ 従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
2,783名	107名 増加

⑽ 主要な借入先

借　　入　　先	借入金残高（百万円）
株式会社　三菱ＵＦＪ銀行	5,674
株式会社　三井住友銀行	3,180

2. 会社の株式に関する事項

(1) **発行可能株式総数** 23,912,200株

(2) **発行済株式の総数** 9,500,000株

(3) **株主数** 8,295名

(4) **大株主**

株主名	当社への出資状況	
	持株数(千株)	出資比率（%）
中部電力株式会社	2,326	24.5
ビービーエイチ　フオー　フイデリテイ　ロー　プライスド　ストツク　フアンド（プリンシパル　オール　セクター　サブポートフオリオ）	598	6.3
古河電気工業株式会社	565	5.9
ＴＳＵＣＨＩＹＡ株式会社	500	5.2
株式会社　三菱ＵＦＪ銀行	312	3.2
株式会社　日本カストディ銀行（信託口4）	303	3.1
重田康光	266	2.8
株式会社　川口興産	200	2.1
明治安田生命保険相互会社	175	1.8
東京海上日動火災保険株式会社	164	1.7

（注） 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資比率は、自己株式（4,918株）を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地　位	氏　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	小林　和郎	
常務取締役	宮川　利之	電力カンパニー社長
常務取締役	加藤　忍	モータカンパニー社長 白鳥恵那愛知電機株式会社　代表取締役社長 蘇州愛知科技有限公司　董事長 蘇州愛知高斯電機有限公司　董事長
取締役	山下　直治	モータカンパニー副カンパニー長兼応用機器部長
取締役	田島　久嗣	電力カンパニー副カンパニー長兼制御機器部長
取締役	垣原　正樹	電力カンパニー副カンパニー長兼システム開発センター長兼品質保証部担当
取締役	須田　芳和	電力カンパニー副カンパニー長兼変圧器部長
取締役	横手　幸成	管理本部長兼経営企画部長
取締役	武藤　宏之	管理本部副本部長兼人事部長兼資材部長
取締役	浦上　敬一郎	古河電気工業株式会社　執行役員営業統括本部中部支社長
取締役	瀬尾　英重	中央可鍛工業株式会社　社外取締役
監査役	細江　秀喜	(常勤)
監査役	片岡　明典	中部電力株式会社　常任監査役
監査役	橋本　渉	シーキューブ株式会社　相談役

(注) 1. 取締役 浦上 敬一郎氏および瀬尾 英重氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 片岡 明典氏および橋本 渉氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役 浦上 敬一郎氏、瀬尾 英重氏および監査役 橋本 渉氏を、株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役 武藤宏之氏は、2023年3月31日に辞任いたしました。
5. 監査役 片岡 明典氏は、中部電力株式会社の経理部長および法務室、総務室、経理室、資材室、ビジネスソリューション・広報センター、経理センター、ITシステムセンター統括などを歴任し、財務および会計に関する相当程度の見識を有しております。
6. 2023年4月1日付で、取締役の担当をつぎのとおり変更しております。

氏　名	担　当
宮川　利之	電力カンパニー管掌
加藤　忍	モータカンパニー社長兼モータ部長
山下　直治	モータカンパニー応用機器部担当
垣原　正樹	電力カンパニー社長

⑵ 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役 浦上 敬一郎氏、瀬尾 英重氏、監査役 片岡 明典氏および橋本 渉氏との間で、会社法第427条第１項および定款の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

⑶ 取締役および監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針

当社は、取締役会において上記方針につき、つぎのとおり決議いたしております。

ア．基本報酬

基本報酬は月例固定報酬とし、取締役の役割と役位に応じて金額を決定し支給します。報酬水準は、外部調査機関による役員報酬調査データを参考としています。なお、社外取締役については基本報酬のみを支給します。

イ．業績連動報酬

業績連動報酬は取締役賞与とし、会社業績と役員報酬の連動性を高めるため、当該年度の業績に応じて決定します。その業績指標は連結経常利益としています。なお、支給については、一定の業績を達成したときに実施します。

ウ．報酬構成比

役員報酬は、基本報酬と業績連動報酬で構成されており、その構成比は、概ね80：20を目安とします。

エ．報酬の支給時期

基本報酬および業績連動報酬は原則として在任中に支給します。

オ．報酬決定の手続き

取締役の報酬額またはその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、代表取締役社長であり、その範囲等を取締役会で決議し、当該取締役会の決議に基づき、代表取締役社長を議長、独立社外取締役を構成員とする指名・報酬検討委員会で審議し、取締役会へ答申し、取締役会で決定します。

取締役会は、上記方針について審議のうえ決議しており、取締役の報酬が上記方針に基づき支給されているものと判断しております。

なお、当社は、2023年6月29日開催予定の第114期定時株主総会において第4号議案「取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件」が承認されることを条件として、2023年5月19日開催の取締役会において決定方針の改定を決議しています。当該改定については、代表取締役社長を議長、独立社外取締役を構成員とする指名・報酬検討委員会への諮問およびその答申を踏まえ取締役会で決議しています。改定後の決定方針の概要はつぎの通りです。

ア．基本報酬
　基本報酬は月例固定報酬とし、取締役の役割と役位に応じて金額を決定し支給します。報酬水準は、外部調査機関による役員報酬調査データを参考としています。なお、社外取締役については基本報酬のみを支給します。
イ．業績連動報酬
　業績連動報酬は取締役賞与とし、会社業績と役員報酬の連動性を高めるため、当該年度の業績に応じて決定します。その業績指標は連結経常利益としています。なお、支給については、一定の業績を達成したときに実施します。
ウ．株式報酬
　取締役が株価変動のメリットとリスクを株主と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、譲渡制限付株式を支給します。付与数は、取締役の役位に応じて支給します。
エ．報酬構成比
　役員報酬は基本報酬、業績連動報酬および株式報酬で構成されており、その構成比は、概ね70～75：20～25：5～10を目安とします。
オ．報酬の支給時期
　基本報酬、業績連動報酬および株式報酬は原則として在任中に支給します。
カ．報酬決定の手続き
　取締役の報酬は、代表取締役社長を議長、独立社外取締役を構成員とする指名・報酬検討委員会への諮問およびその答申を踏まえ取締役会で決定します。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）		対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	142 (7)	105 (7)	37 (－)	11 (2)
監査役 (うち社外監査役)	21 (5)	21 (5)	－	3 (2)
役員計 (うち社外役員)	164 (12)	127 (12)	37 (－)	14 (4)

（注）1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与（賞与を含み81百万円）は含まれておりません。
2. 取締役の報酬等の総額には、当事業年度に係る賞与の支給見込額37百万円を含めております。
3. 業績連動報酬等にかかる業績指標の内容は連結経常利益であり、その実績は8,793百万円であります。当該指標を選択した理由は、会社の収益状況を示す財務数値であることからであります。業績連動報酬は、当該年度の業績に応じて決定しております。
4. 取締役の報酬額は、2006年6月29日開催の第97回定時株主総会において年額3億1,200万円以内と決議しております。なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。当該株主総会終結時の取締役の員数は14名であります。
5. 監査役の報酬額は、2006年6月29日開催の第97回定時株主総会において年額4,320万円以内と決議しております。当該株主総会終結時の監査役の員数は4名であります。
6. 取締役の報酬額またはその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、指名・報酬検討委員会の議長である代表取締役社長 小林 和郎氏であり、その範囲等を取締役会で決議し、当該取締役会の決議に基づき、代表取締役社長および独立社外取締役で構成する指名・報酬検討委員会で審議し、取締役会へ答申し、取締役会で決定します。これは、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の評価を客観的に行うには代表取締役社長および独立社外取締役が適切と判断したためであります。

⑷ 社外役員に関する事項

① 取締役　浦上 敬一郎

ア．重要な兼職先と当社との関係

古河電気工業株式会社の執行役員を兼職しておりますが、当社と同社との間には、特別な利害関係はありません。

イ．取締役会への出席状況および発言状況ならびに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度開催の取締役会12回のすべてに出席しております。上場企業の執行役員として豊富な経験と幅広い知識に基づき、客観的な立場から当社の経営に反映していただくことにより、取締役会の監督機能に資することを期待しております。当社取締役会においては、積極的な発言をいただくなど、業務執行への監督、助言等適切な役割を果たしております。

② 取締役　瀬尾 英重

ア．重要な兼職先と当社との関係

中央可鍛工業株式会社の社外取締役を兼職しておりますが、当社と同社との間には、特別な利害関係はありません。

イ．取締役会への出席状況および発言状況ならびに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度開催の取締役会12回のすべてに出席しております。上場企業の取締役経験者として豊富な経験と幅広い知識に基づき、客観的な立場から当社の経営に反映していただくことにより、取締役会の監督機能に資することを期待しております。当社取締役会においては、積極的な発言をいただくなど、業務執行への監督、助言等適切な役割を果たしております。

③ 監査役　片岡 明典

ア．取締役会および監査役会への出席状況ならびに発言状況

当事業年度開催の取締役会12回のうち11回、監査役会15回のうち14回に出席し、上場企業における常勤監査役として豊富な経験と高い見識に基づき発言を行っております。

④ 監査役　橋本 渉

ア．重要な兼職先と当社との関係

シーキューブ株式会社の相談役を兼職しておりますが、当社と同社との間には、特別な利害関係はありません。

イ．取締役会および監査役会への出席状況ならびに発言状況

当事業年度開催の取締役会12回のすべてに、監査役会15回のすべてに出席し、上場企業の取締役経験者として豊富な経験と幅広い知識に基づき発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

⑴ 会計監査人の名称

名古屋監査法人

⑵ 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等
監査業務に基づく報酬　30百万円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
30百万円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査報酬の過年度比較、報酬見積りの算出根拠などを確認し、報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

⑶ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において上記体制につき、つぎのとおり決議いたしております。

当社は、株主、顧客、取引先をはじめとする社会全体からの信頼を得るため、会社法および会社法施行規則に基づき、「業務の適正を確保するための体制」を以下のとおり定める。

⑴ 取締役および使用人（以下「取締役等」という）の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 取締役会を原則として毎月１回開催し、法令・定款に定める事項および経営上の重要事項を審議、決定するとともに取締役の業務執行を監督する。

② コンプライアンス全体を統括する組織として、社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、中部電力グループ・コンプライアンス推進協議会に参加する。

③ コンプライアンスの推進については、社員行動規範である「コンプライアンス10箇条」を定め、法令、社内規程および企業倫理の遵守に対する取締役等の意識を高め、良識と責任のある行動をとるよう取組む。

④ コンプライアンス違反事象の未然防止・早期改善をはかるため、内部通報窓口である「ヘルプライン」を設置する。

⑤ 社長直属の内部を監査する部門を設置し、各部門の業務執行状況等を監査し、その結果を常務会に報告する。

⑵ 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役等の職務執行に係る文書等の保存・管理については、法令および社内規程に基づき適切にこれを行うとともに、電子情報セキュリティポリシーを定め管理する。

⑶ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 事業運営に関する様々なリスクに対して的確に対応するため、リスク管理規程を定める。

② 経営に重大な影響を与えるリスクについては、経営計画の策定および重要な意思決定にあたり各部門が把握・評価し、取締役会および常務会において審議または報告を行う。
③ 災害による損失の軽減をはかるため災害対策規程を定め、経営に与える影響を最小限にする。

⑷ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 常務会を原則として毎月2回開催し、業務執行に関する重要事項について多面的に審議する。
② 業務執行にあたっては、中期経営計画および年度経営方針を策定する。
③ 社内規程に各部門および各部署の業務分掌、権限を定め、取締役等の職務執行の適正および効率性を確保する。
④ 決裁にあたっては、審査部門等による審査を行う。

⑸ 反社会的勢力排除に向けた体制

反社会的勢力に対しては、「『コンプライアンス10箇条』の具体的内容」において、毅然として対決することを定めるとともに、関連する外部専門機関と連携して対応する。

⑹ グループ会社の業務の適正を確保するための体制

① グループ会社の取締役を兼任している取締役等は、当該会社の業務執行状況等を把握し、グループ会社との連携をはかり、経営課題の解決に努める。
② グループ会社の統括部門を当社内に設置し、グループ会社から経営状況等に関する月次報告および重要事項の報告を受ける。また、当社の社長、取締役等およびグループ会社の社長とで構成する「関係会社社長会」を開催し、緊密な連携をはかる。
③ グループ全体のリスクを把握、管理するため、リスク管理に関する規程を整備する。
④ グループ会社の統括部門は、グループ会社に対し、コンプライアンスに関する教育、助言等を行う。また、主要なグループ会社に対しては非常勤役員を派遣し、コンプライアンスや経営全般に関する監視を行う。
⑤ グループ会社の業務運営が適正かつ効率的に実施されていることの内部監査を行い、その結果を社長および監査役に報告する。

⑺　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性および監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制

①　監査役職務の補佐を目的に、各部門から独立した組織として監査役直属の監査役グループを設置し、監査役制度が十分機能する体制をとる。

②　監査役グループに必要な使用人を配置し、監査役からの指示の実効性を確保する。

③　監査役グループに所属する使用人は取締役の指揮・命令を受けず、その異動・評定にあたっては監査役の意向を尊重する。

④　取締役等は、監査役の指示に基づき職務を遂行したことを理由として、監査役グループに所属する使用人に不利益を及ぼさない。

⑻　監査役への報告に関する体制

①　各部門に係る事業の概況を監査役に報告するほか、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書等について監査役の閲覧に供する。

②　当社監査役、子会社監査役および内部監査を担当する部門長は、定期的に監査連絡会を開催し、情報連絡を行う。監査連絡会では、子会社監査役および内部監査を担当する部門長から当社監査役に対し、子会社取締役会での審議事項、子会社監査の実施状況等を報告する。

③　監査役に報告を行ったことを理由として、当該報告者に対し、人事上その他の不利益な取扱いは行わない。

⑼　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①　監査役の職務の執行に関する費用については、監査役グループが予算を計上し、監査役の請求に従い当社が負担する。

②　内部監査を担当する部門および会計監査人は、監査計画の策定・実施にあたって監査役と協議するとともに、実施結果を監査役に報告する。

③　社長は、監査役と代表取締役が経営全般に関して意見交換する機会を設ける。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

⑴ 取締役および使用人（以下「取締役等」という）の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役会を毎月1回開催し、株主総会に関する事項、会社の組織に関する事項、業務に関する基本方針の設定および会社の計算に関する重要事項等について、法令・定款等への適合性および業務の適正性の観点から審議しております。

内部通報窓口である「ヘルプライン」を設置し、不正行為等の未然防止に努めております。

コンプライアンス委員会を定期的に開催し、コンプライアンス諸施策の実施状況、内部通報窓口である「ヘルプライン」の運用状況、重要な法務等について報告しております。

⑵ 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

電子情報セキュリティポリシーに則り、情報セキュリティ教育を実施するとともに、全社的に情報漏えい防止策を展開しております。

⑶ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規程」に基づき、各部門長より事業遂行に重大な影響を及ぼす可能性のある各種リスクについて経営会議に報告され、重要度に応じてリスクへの対策および対応をはかっております。

また、大規模災害時の指針となる事業継続計画（BCP）を策定するほか、「災害対策規程」に基づき、防災訓練および全社避難訓練等を実施しております。

⑷ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

常勤役員による常務会を原則として毎月2回開催し、重要な業務実施の基本方針・基本計画に関する事項、重要な個別執行業務に関する事項等について、業務の適正性および効率性等の観点から審議しております。

⑸ **反社会的勢力排除に向けた体制**

警察当局や外郭団体等と情報交換を行うなど、適宜連携をはかって対応しております。

⑹ **グループ会社の業務の適正を確保するための体制**

連結子会社8社の取締役・董事に当社取締役等を、連結子会社6社の監査役・監事に当社使用人を派遣し、取締役会や重要な会議に出席しております。また、グループ会社の統括部門は、「グループ会社管理規程」に基づきグループ会社の経営情報の収集・集計・分析および重要事項等に関する調査等を実施するほか、グループコンプライアンス教育を実施し、グループ全体のコンプライアンス意識の向上に努めております。

⑺ **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性および監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制**

監査役の職務を補助すべき使用人として、取締役から独立した監査役会事務局に専任スタッフ2名を配置し、監査役の職務遂行に必要な情報提供等補佐を行っております。

⑻ **監査役への報告に関する体制**

監査役は、取締役会および常務会など重要な経営会議へ出席するほか、連結子会社監査役および内部監査部門と定期的な会合を開催し、グループ会社の業務および監査状況等の報告を受けております。また、取締役等は、稟議書その他重要会議資料等を監査役に提供しております。

⑼ **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

内部監査部門および会計監査人は、監査役に監査計画の内容を説明するとともに、期中・期末の監査結果を報告しております。また、社長と監査役は、監査計画および監査結果等について、適宜意見交換を行っております。

（注）事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

（2023年3月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**84,660**	**流動負債**	**39,580**
現金及び預金	20,942	支払手形及び買掛金	13,572
受取手形	1,041	電子記録債務	13,168
電子記録債権	11,374	短期借入金	3,107
売掛金	29,056	1年内返済予定の長期借入金	2,058
商品及び製品	8,265	リース債務	504
仕掛品	4,002	未払費用	3,091
原材料及び貯蔵品	8,485	未払法人税等	1,038
その他	1,630	未払消費税等	184
貸倒引当金	△139	賞与引当金	1,046
		その他	1,807
固定資産	**38,718**		
有形固定資産	**27,707**	**固定負債**	**15,284**
建物及び構築物	8,424	長期借入金	8,769
機械装置及び運搬具	9,808	リース債務	2,239
工具・器具及び備品	1,705	繰延税金負債	240
土地	4,071	退職給付に係る負債	3,299
リース資産	2,489	その他	736
建設仮勘定	1,208		
		負債合計	**54,865**
無形固定資産	**517**	（純資産の部）	
		株主資本	**63,683**
投資その他の資産	**10,493**	資本金	4,053
投資有価証券	6,626	資本剰余金	1,957
繰延税金資産	3,353	利益剰余金	57,690
その他	966	自己株式	△17
貸倒引当金	△453	**その他の包括利益累計額**	**3,425**
		その他有価証券評価差額金	1,184
		為替換算調整勘定	2,836
		退職給付に係る調整累計額	△594
		非支配株主持分	**1,404**
		純資産合計	**68,513**
資産合計	**123,378**	**負債・純資産合計**	**123,378**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（自　2022年4月 1日
至　2023年3月31日）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**114,286**
売上原価		**98,118**
売上総利益		**16,167**
販売費及び一般管理費		**8,663**
営業利益		**7,504**
営業外収益		**1,559**
受取利息及び配当金	189	
持分法による投資利益	36	
為替差益	787	
屑消耗品売却額	65	
その他	479	
営業外費用		**270**
支払利息	137	
固定資産賃貸費用	34	
支払補償費	63	
その他	35	
経常利益		**8,793**
特別利益		**66**
固定資産売却益	43	
投資有価証券売却益	22	
特別損失		**364**
固定資産売却損	1	
固定資産除却損	23	
関係会社出資金評価損	69	
貸倒引当金繰入額	268	
その他	0	
税金等調整前当期純利益		**8,494**
法人税等		**2,470**
法人税、住民税及び事業税	2,452	
法人税等調整額	18	
当期純利益		**6,023**
非支配株主に帰属する当期純利益		69
親会社株主に帰属する当期純利益		**5,954**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（自　2022年4月　1日
至　2023年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,053	1,957	53,444	△16	59,439
当期変動額					
剰余金の配当			△1,709		△1,709
親会社株主に帰属する当期純利益			5,954		5,954
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	4,245	△0	4,244
当期末残高	4,053	1,957	57,690	△17	63,683

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,119	2,179	△508	2,790	1,278	63,508
当期変動額						
剰余金の配当						△1,709
親会社株主に帰属する当期純利益						5,954
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	64	656	△86	635	125	761
当期変動額合計	64	656	△86	635	125	5,005
当期末残高	1,184	2,836	△594	3,425	1,404	68,513

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連　結　注　記　表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1．連結の範囲に関する事項

⑴　連結子会社の数及び名称　8社

㈱愛工機器製作所、寿工業㈱、岐阜愛知電機㈱、長野愛知電機㈱、白鳥恵那愛知電機㈱、蘇州愛知科技有限公司、広州愛知電機有限公司、蘇州愛知高斯電機有限公司

⑵　非連結子会社の名称等

①　主要な会社等の名称

蘇州愛工電子有限公司

②　非連結子会社を連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2．持分法の適用に関する事項

⑴　持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社等の名称　1社

愛知金属工業㈱

⑵　持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

①　主要な会社等の名称

非連結子会社：蘇州愛工電子有限公司

関 連 会 社：アムトラエレクトリック

②　持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち蘇州愛知科技有限公司及び広州愛知電機有限公司並びに蘇州愛知高斯電機有限公司の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、決算日現在の貸借対照表及び損益計算書を使用しております。ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4．会計方針に関する事項
⑴　重要な資産の評価基準及び評価方法
①　有価証券
満期保有目的の債券
償却原価法（定額法）
その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております）
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法
②　デリバティブ
時価法
③　棚卸資産
製品・仕掛品
主として個別法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております）
商品・原材料・貯蔵品
主として移動平均法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております）
⑵　重要な減価償却資産の減価償却の方法
①　有形固定資産（リース資産を除く）
定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物　　3～60年
機械装置及び運搬具　4～17年
②　無形固定資産（リース資産を除く）
定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。
③　リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
④　少額減価償却資産
取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、連結会計年度毎に一括して３年間で均等償却しております。
⑤　長期前払費用
均等償却

⑶　重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う金額を計上しております。

⑷　重要な収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年３月31日）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社グループにおける主な顧客との契約から生じる収益は、顧客への製品の販売及び工事により生じるものであります。製品の販売は、国内販売においては主に顧客により製品が検収された時又は顧客に製品が到着した時に、輸出販売においては主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時に収益を認識しております。また、工事は一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。

⑸　その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①　重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債、収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

②　重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	金利スワップ取引
ヘッジ対象	変動金利の長期借入金の金利変動リスク

ヘッジ方針

金利変動リスクの回避並びに金融収支の安定化のために行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

③　退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属

させる方法については、期間定額基準によっております。
数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
　数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による按分額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。
　過去勤務費用は、その発生時の連結会計年度に一括して費用処理しております。
小規模企業等における簡便法の採用
　一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更

(「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用)
　「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年６月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27－２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

棚卸資産評価損
(1) 当連結会計年度計上額　　220百万円
(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報
　当社グループは、棚卸資産の正味売却価額が帳簿価額を下回った場合に、その差額を当連結会計年度の費用として棚卸資産評価損を計上しております。正味売却価額は売価から見積追加製造原価及び見積販売直接経費を控除して算定しておりますが、その見積りには不確実性が存在し、見積りと実績との間に乖離が生じた場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1．担保に供している資産及び担保に係る債務

⑴　担保に供している資産

建物	3,310百万円
機械装置	328百万円
土地	1,395百万円
投資有価証券	30百万円
計	5,065百万円

⑵　担保に係る債務

短期借入金	412百万円
１年内返済予定の長期借入金	216百万円
長期借入金	2,504百万円
計	3,132百万円

2．有形固定資産の減価償却累計額　58,410百万円

なお、減価償却累計額には、減損損失累計額34百万円が含まれております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1．当連結会計年度の末日における発行済株式の総数　普通株式　9,500,000株

2．配当に関する事項

⑴　配当金支払額

決　議	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配　当　額	基　準　日	効力発生日
2022年６月29日定時株主総会	普通株式	949百万円	100.00円	2022年３月31日	2022年６月30日
2022年10月31日取締役会	普通株式	759百万円	80.00円	2022年９月30日	2022年12月５日

（注）2022年６月29日定時株主総会決議の１株当たり配当額には、創立80周年記念配当35円を含んでおります。

⑵　基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2023年６月29日開催予定の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり付議する予定にしております。

①　配当金の総額　759百万円
②　配当の原資　利益剰余金
③　１株当たり配当額　80円
④　基準日　2023年３月31日
⑤　効力発生日　2023年６月30日

金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については、短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。

投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

借入金のうち、短期借入金は、主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、長期借入金の一部については、金利変動リスクの回避並びに金融収支の安定化のため、金利スワップ取引をヘッジ手段として利用しております。

なお、金利スワップ取引については、社内の規定に従い、決裁権限者の承認を受け管理部門にて行っております。

2．金融商品の時価等に関する事項

2023年３月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
満期保有目的の債券	1,008	993	△14
その他有価証券	3,533	3,533	―
資産計	4,542	4,527	△14
長期借入金	10,827	10,922	94
リース債務	2,743	2,798	55
負債計	13,571	13,721	150
デリバティブ取引（※3）	12	12	―

（※1）「現金及び預金」、「受取手形」、「電子記録債権」、「売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」及び「短期借入金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似するものであることから、記載を省略しております。

（※2）非上場株式（連結貸借対照表計上額119百万円）は、市場価格がないため、「①投資有価証券」には含めておりません。

（※3）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（　）で表示しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（注）時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

①投資有価証券

上場株式及び債券は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、債券は市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

②長期借入金及びリース債務

長期借入金及びリース債務の時価については、元利金の合計額を国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、一部の長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記③参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

③デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記②参照）。

賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性がないため、記載を省略しております。

収益認識に関する注記

⑴　収益の分解情報

財又はサービスの種類別の内訳

(単位：百万円)

	報告セグメント		合計
	電力機器	回転機	
小型変圧器	5,845		5,845
中型変圧器	7,379		7,379
大型変圧器	3,910		3,910
制御機器	7,202		7,202
電力システム	3,770		3,770
小型モータ		52,708	52,708
介護用機器		3,413	3,413
プリント配線板		20,516	20,516
その他	3,288	6,250	9,539
外部顧客への売上高	31,397	82,889	114,286

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記　４．会計方針に関する事項　⑷　重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

⑶　当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

契約資産は、主に請負工事において、進捗度に基づいて認識した収益にかかる未請求売掛金であります。契約資産は、顧客の検収時に売上債権へ振替えられます。契約負債は、主に請負契約における顧客からの前受金であります。

契約資産及び契約負債の期首及び期末残高は以下のとおりであります。なお、連結貸借対照表上、契約資産は「売掛金」に、契約負債は流動負債の「その他」に計上しております。

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高 (2022年4月1日)	期末残高 (2023年3月31日)
顧客との契約から生じた債権	37,525	41,367
契約資産	92	105
契約負債	198	94

契約資産の増減は、主として収益認識（契約資産の増加）と、売上債権への振替（同、減少）により生じたものであります。契約負債の増減は、主として前受金の受取り（契約負債の増加）と収益認識（同、減少）により生じたものであります。

②残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末において、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2023年3月31日)
1年以内	153
1年超	55
計	209

1株当たり情報に関する注記

1．1株当たり純資産額	7,071円70銭
2．1株当たり当期純利益	627円44銭

計　算　書　類

貸　借　対　照　表

（2023年3月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**47,455**	**流動負債**	**20,393**
現金及び預金	8,811	支払手形	526
受取手形	956	電子記録債務	7,863
電子記録債権	4,697	買掛金	5,954
売掛金	17,914	短期借入金	1,250
商品及び製品	4,012	1年内返済予定の長期借入金	1,150
仕掛品	2,927	未払金	989
原材料及び貯蔵品	4,220	未払費用	1,549
前払費用	32	未払法人税等	211
短期貸付金	3,157	未払消費税	91
その他	788	預り金	39
貸倒引当金	△63	賞与引当金	623
		その他	144
		固定負債	**6,672**
固定資産	**27,911**	長期借入金	4,650
有形固定資産	**9,059**	退職給付引当金	996
建物	2,149	その他	1,025
構築物	150		
機械及び装置	2,063	**負債合計**	**27,066**
車両及び運搬具	39	（純資産の部）	
工具・器具及び備品	663	**株主資本**	**47,241**
土地	3,475	**資本金**	**4,053**
リース資産	301	**資本剰余金**	**2,199**
建設仮勘定	214	資本準備金	2,199
無形固定資産	**84**	**利益剰余金**	**41,002**
ソフトウェア	73	利益準備金	812
諸利用権	11	その他利益剰余金	40,190
投資その他の資産	**18,766**	固定資産圧縮積立金	262
投資有価証券	4,018	別途積立金	18,500
関係会社株式	4,686	繰越利益剰余金	21,427
関係会社出資金	5,625	**自己株式**	**△13**
関係会社長期貸付金	2,701		
長期前払費用	30	**評価・換算差額等**	**1,059**
繰延税金資産	1,986	その他有価証券評価差額金	1,059
その他	143		
貸倒引当金	△427		
		純資産合計	**48,300**
資産合計	**75,367**	**負債・純資産合計**	**75,367**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（自　2022年4月　1日
至　2023年3月31日）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		**60,797**
売上原価		**53,128**
売上総利益		**7,669**
販売費及び一般管理費		**4,847**
営業利益		**2,821**
営業外収益		**1,507**
受取利息及び配当金	1,030	
固定資産賃貸料	70	
為替差益	283	
その他	123	
営業外費用		**88**
支払利息	36	
その他	52	
経常利益		**4,239**
特別利益		**23**
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	22	
特別損失		**341**
固定資産除却損	3	
関連会社出資金評価損	69	
貸倒引当金繰入額	268	
税引前当期純利益		**3,921**
法人税等		**1,001**
法人税、住民税及び事業税	868	
法人税等調整額	132	
当期純利益		**2,920**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自　2022年4月　1日
至　2023年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金	利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
				固定資産圧縮積立金	別途積立金				
当期首残高	4,053	2,199	812	264	18,500	20,214	39,791	△12	46,031
当期変動額									
剰余金の配当						△1,709	△1,709		△1,709
固定資産圧縮積立金の取崩				△2		2	－		－
当期純利益						2,920	2,920		2,920
自己株式の取得								△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	△2	－	1,213	1,210	△0	1,210
当期末残高	4,053	2,199	812	262	18,500	21,427	41,002	△13	47,241

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,026	1,026	47,058
当期変動額			
剰余金の配当			△1,709
固定資産圧縮積立金の取崩			－
当期純利益			2,920
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	32	32	32
当期変動額合計	32	32	1,242
当期末残高	1,059	1,059	48,300

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個　別　注　記　表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1．資産の評価基準及び評価方法

⑴　有価証券

①　満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

②　子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

③　その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

⑵　デリバティブ

時価法

⑶　棚卸資産

①　製品・仕掛品

主として個別法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております）

②　商品・原材料・貯蔵品

主として移動平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております）

2．固定資産の減価償却の方法

⑴　有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	３～50年
機械及び装置	４～17年

⑵　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

⑶　リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

⑷　少額減価償却資産

取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、事業年度毎に一括して３年間で均等償却しております。

⑸　長期前払費用

均等償却

３．引当金の計上基準

⑴　貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

⑵　賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う金額を計上しております。

⑶　退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①　退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

②　数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による按分額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の事業年度に一括して費用処理しております。

４．収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主な顧客との契約から生じる収益は、顧客への製品の販売及び工事により生じるものであります。製品の販売は、国内販売においては主に顧客により製品が検収された時又は顧客に製品が到着した時に、輸出販売においては主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時に収益を認識しております。また、工事は一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。

5．その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

⑴　ヘッジ会計の方法

①　ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

②　ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段　　金利スワップ取引

ヘッジ対象　　変動金利の長期借入金の金利変動リスク

③　ヘッジ方針

金利変動リスクの回避並びに金融収支の安定化のために行っております。

④　ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

⑵　退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更

（「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

棚卸資産評価損

(1) 当事業年度計上額　　138百万円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は、棚卸資産の正味売却価額が帳簿価額を下回った場合に、その差額を当事業年度の費用として棚卸資産評価損を計上しております。正味売却価額は売価から見積追加製造原価及び見積販売直接経費を控除して算定しておりますが、その見積りには不確実性が存在し、見積りと実績との間に乖離が生じた場合には、翌事業年度の計算書類に影響を与える可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1．担保に供している資産及び担保に係る債務

⑴ 担保に供している資産

建物	1,978百万円
土地	1,021百万円
計	3,000百万円

⑵ 担保に係る債務

短期借入金	30百万円
長期借入金	1,980百万円
関係会社の金融機関からの借入金	
短期借入金	33百万円
１年内返済予定の長期借入金	13百万円
長期借入金	66百万円
計	2,123百万円

2．有形固定資産の減価償却累計額	32,045百万円
3．保証債務	
関係会社の金融機関からの借入金に対する債務保証	5,420百万円
4．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	4,170百万円
短期金銭債務	2,247百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	1,827百万円
仕入高	13,436百万円
営業取引以外の取引高	179百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数	普通株式	4,918株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）	
賞与引当金	190百万円
退職給付引当金	304百万円
退職給付信託設定額	1,081百万円
棚卸資産評価損	314百万円
確定拠出年金制度移行による未払金	377百万円
その他	649百万円
繰延税金資産小計	2,916百万円
評価性引当額（△）	△323百万円
繰延税金資産合計	2,593百万円
（繰延税金負債）	
固定資産圧縮積立金	△115百万円
その他有価証券評価差額金	△447百万円
その他	△43百万円
繰延税金負債合計	△606百万円
繰延税金資産の純額	1,986百万円

関連当事者との取引に関する注記

1．兄弟会社等

（単位：百万円）

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社の子会社	中部電力パワーグリッド㈱	—	当社製品の販売先	変圧器等の販売	13,547	売掛金	3,068

（注）取引条件ないし取引条件の決定方針等
価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案し交渉の上、決定しております。

2．子会社及び関連会社等

（単位：百万円）

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
連結子会社	㈱愛工機器製作所	（所有）直接100.0%	当社原材料等の仕入 資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付	2,800	短期貸付金	1,779
				貸付金の返済	1,573	関係会社長期貸付金	2,291
				利息の受取	17	未収利息	－
				債務保証(注)2	2,000	－	－
				債務保証料の受取(注)3	2	－	－
	蘇州愛知高斯電機有限公司	（所有）直接75.0%	生産設備の販売 当社原材料等の仕入 資金の貸付 役員の兼任及び従業員の役員兼任	資金の貸付	545	短期貸付金	1,310
				利息の受取	7	未収利息	5
				債務保証(注)2	2,832	－	－
				債務保証料の受取(注)3	0	－	－

（注）1．取引条件ないし取引条件の決定方針等
資金の貸付は、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
2．子会社の借入に対して、当社が債務保証をしております。
3．債務保証料は、市場利率を勘案して利率を合理的に決定しております。

収益認識に関する注記

（収益を理解するための基礎となる情報）

連結注記表と同一であります。

1株当たり情報に関する注記

1．1株当たり純資産額　5,086円95銭

2．1株当たり当期純利益　307円53銭

監　査　報　告　書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2023年５月12日

愛知電機株式会社
取締役会　御中

名古屋監査法人
愛知県名古屋市

代表社員
業務執行社員　公認会計士　大西正己

代表社員
業務執行社員　公認会計士　市川泰孝

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、愛知電機株式会社の2022年４月１日から2023年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、愛知電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算

書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2023年５月12日

愛知電機株式会社
取締役会　御中

名古屋監査法人
愛知県名古屋市

代表社員
業務執行社員　公認会計士　大西正己

代表社員
業務執行社員　公認会計士　市川泰孝

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、愛知電機株式会社の2022年４月１日から2023年３月31日までの第114期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、２０２２年４月１日から２０２３年３月３１日までの第１１４期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

（１）監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第１００条第１項および第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第１３１条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(２００５年１０月２８日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）ならびに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）連結計算書類の監査結果

名古屋監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

（3）計算書類およびその附属明細書の監査結果

名古屋監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

２０２３年5月１５日

愛知電機株式会社　監査役会

常勤監査役	細　江　秀　喜	㊞
社外監査役	片　岡　明　典	㊞
社外監査役	橋　本　　渉	㊞

以　上

株主総会参考書類（議案および参考事項）

第１号議案　剰余金の配当の件

当期の期末配当金につきましては、安定配当を継続するという基本方針の下、当期の業績や将来の事業展開等を総合的に勘案いたしまして、1株につき80円とさせていただきたいと存じます。なお、中間配当金として1株につき80円をお支払いいたしておりますので、当期の年間配当金は、1株につき160円となります。

1. 配当財産の種類
   金銭
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
   当社普通株式1株につき金80円
   総額759,606,560円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
   2023年6月30日

第２号議案　取締役10名選任の件

現任取締役全員10名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、つぎのとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および担当	所有する当社の株式の数
1	再任 小林（こばやし）　和郎（かずお） (1954年7月4日生)	1978年 4月　当社入社 2007年 7月　当社理事経営企画部長 2010年10月　(株)愛工機器製作所常務取締役管理本部長 2011年 6月　同社代表取締役社長 2017年 6月　当社取締役 2018年 6月　(株)愛工機器製作所取締役会長 当社取締役管理本部長 2019年 6月　当社常務取締役管理本部長 2020年 4月　当社常務取締役管理本部長兼人事部長 2021年 6月　当社代表取締役社長（現在にいたる）	5,500株
	＜取締役候補者とした理由＞ 小林和郎氏は、これまで国内子会社の代表取締役社長、コーポレート部門長および代表取締役社長を歴任し、当社および当社グループ会社での豊富な業務経験と幅広い見識を有しております。当社グループの経営をけん引し企業価値向上を目指すにあたり、業務執行に適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および担当	所有する当社の株式の数
2	再任 加藤（かとう） 忍（しのぶ） (1970年11月20日生)	1996年 4月　当社入社 2011年 6月　アイチエレック(株)取締役 2013年 6月　同社常務取締役 2014年 7月　蘇州愛知科技有限公司董事長（現在にいたる） 2015年 6月　アイチエレック(株)代表取締役社長 当社取締役 2019年 6月　蘇州愛知高斯電機有限公司董事長（現在にいたる） 2020年 4月　当社取締役モータカンパニー社長 2020年 7月　白鳥恵那愛知電機(株)代表取締役社長（現在にいたる） 2021年 6月　当社常務取締役モータカンパニー社長 2023年 4月　当社常務取締役モータカンパニー社長兼モータ部長（現在にいたる）	3,000株
	＜重要な兼職の状況＞ 白鳥恵那愛知電機(株)　代表取締役社長 蘇州愛知科技有限公司　董事長 蘇州愛知高斯電機有限公司　董事長 ＜取締役候補者とした理由＞ 加藤忍氏は、これまでモータ部門で国内外子会社の代表取締役社長・董事長およびモータ部門全体の責任者を務めるなど、豊富な経験と幅広い見識を有しております。モータ部門全体の経営をけん引し企業価値向上を目指すにあたり、業務執行に適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。		

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏名
（生年月日）</th><th>略歴、地位および担当</th><th>所有する当社の株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>再任

田島　久嗣
(1961年3月29日生)</td><td>1983年 4月　当社入社
2011年 7月　当社参与電力事業部制御技術部配電システムグループ長
2012年 7月　当社理事電力事業部制御技術部配電システムグループ長
2012年10月　当社理事電力事業部制御技術部長
2018年 6月　当社取締役電力事業部制御設計部長
2019年 4月　当社取締役電力事業部副事業部長兼制御設計部長
2020年 4月　当社取締役電力カンパニー副カンパニー長兼制御機器部長（現在にいたる）</td><td>2,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">＜取締役候補者とした理由＞
田島久嗣氏は、これまで電力機器部門の制御技術の責任者を務めるなど、豊富な経験と幅広い見識を有しております。電力機器部門の制御製品の開発をけん引し企業価値向上を目指すにあたり、業務執行に適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td>再任

垣原　正樹
(1963年5月13日生)</td><td>2014年 7月　中部電力(株)静岡支店営業部長
2017年 7月　当社理事電力事業部制御設計部担当
2018年 6月　当社取締役電力事業部品質管理部担当兼制御設計部担当
2020年 4月　当社取締役電力カンパニーシステム開発センター長兼品質保証部担当
2021年 4月　当社取締役電力カンパニー副カンパニー長兼システム開発センター長兼品質保証部担当
2023年 4月　当社取締役電力カンパニー社長（現在にいたる）</td><td>3,700株</td></tr>
<tr><td colspan="3">＜取締役候補者とした理由＞
垣原正樹氏は、長きにわたり電力業界に精通し、当社では電力機器部門のシステム開発、品質保証および電力機器部門全体の責任者を務めるなど、豊富な経験と幅広い見識を有しております。電力機器部門全体の経営をけん引し企業価値向上を目指すにあたり、業務執行に適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏名
（生年月日）</th><th>略歴、地位および担当</th><th>所有する当社の株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">5</td><td>再任

須田　芳和
(1962年11月8日生)</td><td>1985年 4月　当社入社
2014年 7月　当社参与電力事業部変圧器技術部副部長兼小形技術グループ長
2015年 7月　当社参与電力事業部変圧器技術部長
2017年 4月　当社理事電力事業部変圧器設計部長
2019年 4月　当社理事電力事業部副事業部長兼変圧器設計部長
2019年 6月　当社取締役電力事業部副事業部長兼変圧器設計部長
2020年 4月　当社取締役電力カンパニー副カンパニー長兼変圧器部長
2022年 4月　当社取締役電力カンパニー副カンパニー長兼変圧器部長兼生産技術グループ長(現在にいたる)</td><td>2,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">＜取締役候補者とした理由＞
須田芳和氏は、これまで電力機器部門の変圧器技術の責任者を務めるなど、豊富な経験と幅広い見識を有しております。電力機器部門の変圧器製品の開発をけん引し企業価値向上を目指すにあたり、業務執行に適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">6</td><td>再任

横手　幸成
(1968年7月29日生)</td><td>1991年 4月　当社入社
2010年10月　当社経営企画部経営企画グループ長
2015年 7月　当社経営企画部副部長兼経営企画グループ長
2016年 4月　当社管理本部経営企画室長
2017年 4月　当社参与管理本部経営企画室長
2020年 4月　当社理事管理本部経営企画部長兼経営企画グループ長
2021年 6月　当社取締役管理本部長兼経営企画部長(現在にいたる)</td><td>2,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">＜取締役候補者とした理由＞
横手幸成氏は、これまでコーポレート部門の企画責任者およびコーポレート部門全体の責任者を務めるなど、豊富な経験と幅広い見識を有しております。当社グループの方向性を定め経営をけん引し企業価値向上を目指すにあたり、業務執行に適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏名
（生年月日）</th><th>略歴、地位および担当</th><th>所有する当社の株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">7</td><td>新任

柴山　浩継
(1968年5月5日生)</td><td>1991年 4月　当社入社
2011年 7月　当社電力事業部電力営業部電力営業グループ主幹兼市場開拓チームリーダ
2012年10月　当社電力事業部マーケティング部国内マーケティンググループ長
2017年 4月　当社参与電力事業部営業部副部長兼産業営業グループ長
2019年 4月　当社参与電力事業部営業部長兼産業営業グループ長
2020年 4月　当社理事電力カンパニー営業部長
（現在にいたる）</td><td>2,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">＜取締役候補者とした理由＞
柴山浩継氏は、これまで電力機器部門の営業責任者を務めるなど、豊富な経験と幅広い見識を有しております。電力機器部門の販売拡大をけん引し企業価値向上を目指すにあたり、業務執行に適切な人材と判断し、新たに取締役として選任をお願いするものです。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">8</td><td>新任

中世古　不士雄
(1965年8月15日生)</td><td>1988年 4月　当社入社
2007年 7月　アイチエレック(株)資材部資材課担当課長
2014年 7月　同社理事営業部部長
当社理事
2015年 6月　アイチエレック(株)取締役営業部長兼管理部管掌
2016年 4月　同社取締役営業部長兼生産部長
2020年 4月　当社理事モータカンパニー営業部長
2021年 4月　当社理事モータカンパニー営業部長兼モータ部担当
2023年 4月　当社理事モータカンパニー営業部長
（現在にいたる）</td><td>1,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">＜取締役候補者とした理由＞
中世古不士雄氏は、これまでモータ部門の国内子会社で営業、生産および資材業務ならびにモータ部門の営業責任者を務めるなど、豊富な経験と幅広い見識を有しております。モータ部門の販売拡大をけん引し企業価値向上を目指すにあたり、業務執行に適切な人材と判断し、新たに取締役として選任をお願いするものです。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏名
（生年月日）</th><th>略歴、地位および担当</th><th>所有する当社の株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">9</td><td>再任 社外 独立

浦上 敬一郎
(1961年10月20日生)</td><td>1985年 4月 古河電気工業(株)入社
2007年 7月 Furukawa(Thailand)Co., Ltd.社長
2012年 1月 古河電気工業(株)電装・エレクトロニクスカンパニー自動車部品事業部営業統括部中部営業部長
2016年 4月 同社自動車部品事業部門営業統括部長
2020年 4月 同社執行役員営業統括本部中部支社長（現在にいたる）
2021年 6月 当社取締役（現在にいたる）</td><td>0株</td></tr>
<tr><td colspan="3">＜重要な兼職の状況＞
古河電気工業(株) 執行役員営業統括本部中部支社長

＜社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要＞
浦上敬一郎氏は、古河電気工業(株)の執行役員を務めるなど、経営者としての豊富な経験や幅広い見識を有しております。この見識を客観的な立場から当社の経営全般に対する適切な監督機能を果たしていただけるものと期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">10</td><td>再任 社外 独立

瀬尾 英重
(1951年10月10日生)</td><td>1974年 3月 マスプロ電工(株)入社
1989年12月 同社取締役社長室長
1998年 6月 同社専務取締役管理本部長
1999年10月 同社取締役副社長管理本部長
2005年 6月 同社代表取締役社長
2009年 6月 同社代表取締役会長
2014年 6月 中央可鍛工業(株)社外取締役（現在にいたる）
2016年 6月 JBCCホールディングス(株)補欠監査等委員取締役（現在にいたる）
2019年 6月 当社取締役（現在にいたる）</td><td>0株</td></tr>
<tr><td colspan="3">＜重要な兼職の状況＞
中央可鍛工業(株) 社外取締役

＜社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要＞
瀬尾英重氏は、マスプロ電工(株)の代表取締役社長を務めるなど、経営者としての豊富な経験や幅広い見識を有しております。この見識を客観的な立場から当社の経営全般に対する適切な監督機能を果たしていただけるものと期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。</td></tr>
</table>

（注）1. 各候補者と当社の間にはいずれも特別な利害関係はありません。
2. 瀬尾英重氏は、当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって4年であります。
3. 浦上敬一郎氏は、当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって2年であります。
4. 瀬尾英重氏および浦上敬一郎氏は、当社との間で、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。なお、本議案が原案どおり承認された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。

第３号議案　監査役３名選任の件

現任監査役全員３名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに監査役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、つぎのとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴および地位	所有する当社の株式の数
1	再任 細江　秀喜（ほそえ　ひでき） (1955年8月9日生)	1979年 4月　当社入社 2010年 7月　当社参与業務部購買企画グループ長 2013年 7月　当社理事業務部長兼資材調達グループ長 2015年 6月　当社取締役経営企画部長兼業務部長 2016年 4月　当社取締役管理本部長 2018年 6月　当社監査役（現在にいたる）	2,600株
	＜監査役候補者とした理由＞ 細江秀喜氏は、これまで業務部長、経営企画部長、管理本部長などを歴任し、現在は監査役を務めております。当社での豊富な業務経験と幅広い見識を有しており、引き続き監査役として選任をお願いするものです。		
2	再任 社外 独立 片岡　明典（かたおか　あきのり） (1958年7月30日生)	2011年 7月　中部電力(株)執行役員経理部長 2013年 7月　同社執行役員三重支店長兼環境・立地本部付 2016年 4月　同社専務執行役員経理部、資材部統括 2016年 6月　同社取締役専務執行役員経理部、資材部統括 2017年 4月　同社代表取締役副社長執行役員法務部、総務部、経理部、資材部統括 2018年 4月　同社代表取締役副社長執行役員法務室、総務室、経理室、資材室、ビジネスソリューション・広報センター、経理センター統括 2020年 4月　同社取締役 2020年 6月　同社常任監査役（現在にいたる） 当社監査役（現在にいたる）	0株
	＜重要な兼職の状況＞ 中部電力(株)　常任監査役 ＜社外監査役候補者とした理由＞ 片岡明典氏は、中部電力(株)の代表取締役、常任監査役として同社の経営に携わり、経営者としての豊富な経験や幅広い見識を有しており、客観的な立場から当社の監査をしていただくため、引き続き社外監査役として選任をお願いするものです。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴および地位	所有する当社の株式の数
3	再任 社外 独立 橋本（はしもと） 渉（わたる） (1954年10月1日生)	1978年 4月 日本電信電話公社入社 2004年 6月 西日本電信電話(株)広島支店長 2006年 7月 同社中国事業本部長兼広島支店長 2007年 6月 同社取締役東海事業本部長兼名古屋支店長 2010年 6月 シーキューブ(株)専務取締役経営企画部長 2011年 6月 同社代表取締役社長 2019年 6月 同社取締役相談役 2021年 6月 同社相談役（現在にいたる） 当社監査役（現在にいたる）	0株
	＜重要な兼職の状況＞ シーキューブ(株) 相談役 ＜社外監査役候補者とした理由＞ 橋本渉氏は、シーキューブ(株)の代表取締役社長を務めるなど、経営者としての豊富な経験や幅広い見識を有しており、客観的な立場から当社の監査をしていただくため、引き続き社外監査役として選任をお願いするものです。		

（注）1. 候補者と当社の間にはいずれも特別な利害関係はありません。
2. 片岡明典氏は、当社の特定関係事業者である中部電力(株)の役員であります。
3. 片岡明典氏が監査役として在任している中部電力(株)および中部電力ミライズ(株)は、中部地区等における特別高圧電力、高圧電力の供給に関し、2023年3月30日、独占禁止法にもとづく課徴金納付命令等を受けました。また、中部電力ミライズ(株)は、同社従業員が顧客管理システムを通じて中部電力ミライズ(株)以外の小売電気事業者と契約しているお客さま情報を閲覧していた件に関し、2023年4月17日、電力・ガス取引監視等委員会より業務改善勧告を受けるとともに、中部電力パワーグリッド(株)が経済産業省の再生可能エネルギー業務管理システムを閲覧するために付与されたID等を適切に管理しておらず、中部電力ミライズ(株)の従業員が閲覧可能な状態となっていた件に関し、同日、資源エネルギー庁より指導を受けました。同氏は、それぞれの取締役会または監査役会等において、内部統制システムの整備・運用状況の確認・監査やグループガバナンスの視点に立った提言を行っているほか、コンプライアンスのさらなる徹底に向けた取り組みの内容を確認し、適宜助言等を行うなど、その職責を果たしております。
4. 片岡明典氏は、当社の社外監査役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって3年であります。
5. 橋本渉氏は、当社の社外監査役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって2年であります。
6. 片岡明典氏および橋本渉氏は、当社との間で、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。なお、本議案が原案どおり承認された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。

（ご参考）
第2号議案および第3号議案をご承認いただいた場合の取締役会の構成

取締役

氏名	企業経営	財務・会計	人事・法務・コンプライアンス	営業	生産・技術・品証	調達	国際性
小林　和郎	○		○				
加藤　　忍	○						○
田島　久嗣					○		
垣原　正樹				○	○		○
須田　芳和					○		
横手　幸成		○	○				
柴山　浩継				○			
中世古不士雄				○	○	○	
浦上　敬一郎	○			○			○
瀬尾　英重	○		○				

監査役

細江　秀喜				○		○	○
片岡　明典	○	○	○				
橋本　　渉	○		○	○			

※各人の有する専門性および経験のうち主要なスキルを○で記載しています。
　上記一覧表は各人の有する全ての専門性や経験を示すものではありません。

第４号議案　取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役の報酬額は、2006年６月29日開催の当社第97回定時株主総会において、年額３億1,200万円以内として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役（社外取締役を除く）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、当社の取締役（社外取締役を除く）に対し、譲渡制限付株式を下記のとおり割当てることといたしたいと存じます。

つきましては、上記の取締役の報酬額とは別枠として、当社の取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬として支給する金銭報酬債権の総額を、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額7,000万円以内として設定いたしたいと存じます。

当社は、本議案が承認されることを条件として2023年５月19日開催の取締役会において、取締役会の個人別の報酬等の決定方針を事業報告14頁に記載のとおり変更することを決議しております。本議案は、当該変更後の方針に沿うものであると判断しております。

なお、第２号議案が原案どおり承認可決されますと、本議案に基づく譲渡制限付株式の割当ての対象となる取締役（社外取締役を除く）は8名となります。

記

当社の取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の具体的な内容および数の上限

1.譲渡制限付株式の割当ておよび払込み

当社は、当社の取締役（社外取締役を除く）に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式の割当てのための報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法により、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行または処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における名古屋証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近

取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、当社の取締役（社外取締役を除く）が、上記の現物出資に同意していることおよび下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2.譲渡制限付株式の総数

当社の取締役（社外取締役を除く）に対して割当てる譲渡制限付株式の総数40,000株を、各事業年度において割当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む）または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3.譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1)譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役を退任する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という）、当該取締役に割当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という）。

(2)譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(3)譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において上記(2)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(4)組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

以　上

メ　　モ

メ　　モ

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

会　場　愛知県春日井市愛知町１番地
当 社 会 議 室

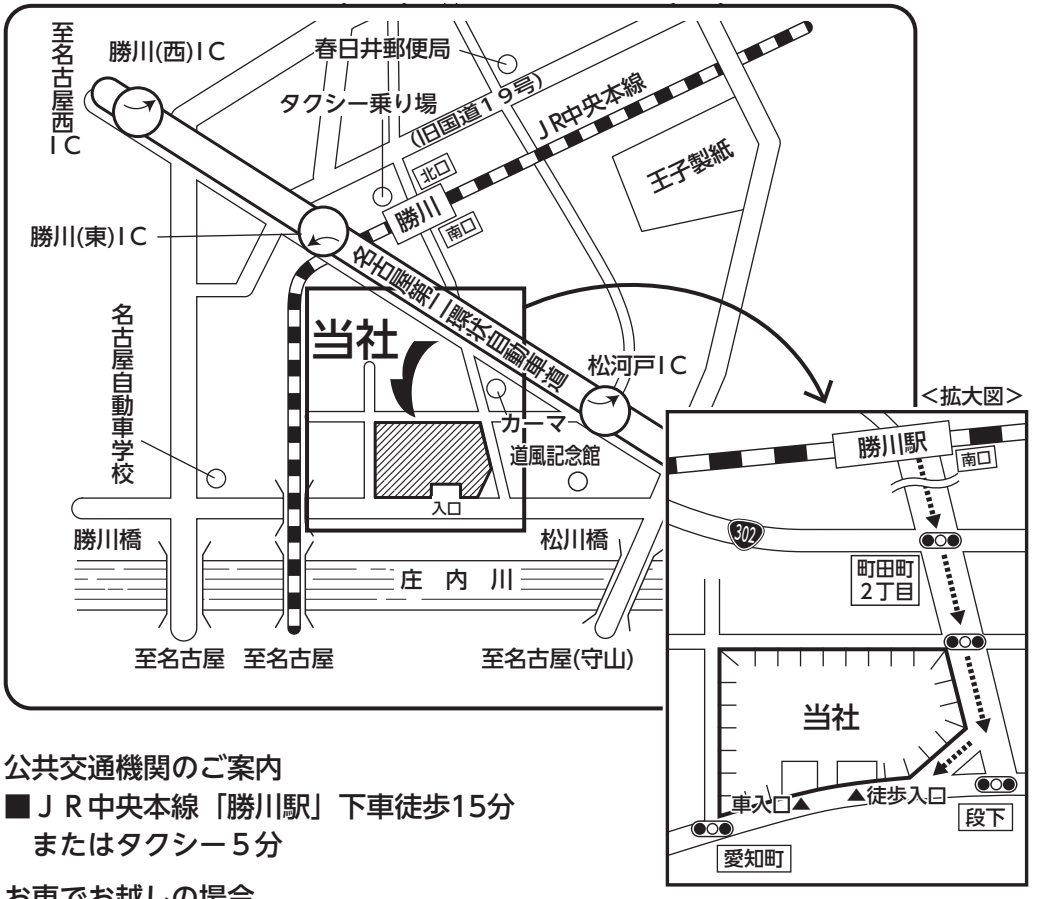

公共交通機関のご案内
■ＪＲ中央本線「勝川駅」下車徒歩15分
　またはタクシー５分

お車でお越しの場合
■名古屋第二環状自動車道「勝川Ｉ.Ｃ」
　または「松河戸Ｉ.Ｃ」から５分
■東名高速道路「春日井Ｉ.Ｃ」から20分

UD FONT 見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。